

○豊島区介護サービス相談員派遣事業実施要綱

平成19年4月25日

部長決定

制定 平成15年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条に規定する介護サービスを提供する事業所等（以下「事業所等」という。）において、介護サービスを利用する者及びその家族（以下「利用者等」という。）の潜在化している介護サービスに対する相談・苦情を受け付ける、介護サービス相談員（以下「相談員」という。）を置き、疑問や不安の解消を図ることで、利用者等の権利及び利益を擁護するとともに、介護サービスの改善、質の向上及び円滑な提供を図ることを目的とする。

(職務)

第2条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 本事業に協力する事業所等を定期または随時に訪問し、サービス状況の把握及び利用者等の相談・苦情を受け付け、必要に応じて事業所等に解決を働きかけること
- (2) 前号の解決が困難な場合には、区と調整をはかること
- (3) 活動状況を定期的に区に報告すること
- (4) 相談員連絡会に出席すること
- (5) その他必要に応じ区の高齢者福祉事業に協力すること

(相談員の委嘱等)

第3条 相談員は、高齢者福祉及び介護保険事業に関心があり、協力の意思のある、次に掲げる要件を備える者の中から、区長が適当と認める者に委嘱し、委嘱状及び委嘱証を交付する。

- (1) 区内に在住している者
- (2) 平日の昼間に活動できる者
- (3) 区、東京都及び特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構介護サービス相談・地域づくり連絡会等が実施する相談員の職務遂行に必要な研修を修了した者
- (4) 区から委嘱している各種モニター及び各種委員でない者
- (5) 前条第1号に規定する事業所等に勤務している者及び法第70条に規定する指定居宅

サービス事業者、法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第79条に規定する指定居宅介護支援事業者、法第115条の2に規定する指定介護予防サービス事業者、法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業者でない者

- 2 相談員は、活動に際し前項に規定する委嘱証を携行するものとし、関係人からの求めがあるときはこれを提示しなければならない

(定数)

第4条 相談員の定数は、20名とする。

(任期)

第5条 相談員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員があった場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の取消)

第6条 区長は、相談員が次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 相談員の資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 相談員が辞退を申し出たとき
- (3) 相談員がその職務を遂行できないと認められるとき
- (4) 前各号に掲げるほか、区長が取消しの必要があると認めたとき

(服務)

第7条 相談員は、その職の信用を傷つける行為をしてはならない。

- 2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 相談員に対する謝礼は、豊島区報償費支払基準（平成20年10月21日制定）1. 審査会、審議会、委員会等の名称を問わず会議体の委員に支払う謝礼 一般基準 C 会議体の構成委員（公募区民等）の規定に基づき支払うものとする。

(事務局)

第9条 本事業における事務局は、介護保険課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、保健福祉部長の決定区分とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。